

〔翻 訳〕

G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)への ヨハネス・ホフマイスターの序言

J. ホフマイスター 筆記
尼 寺 義 弘 〔訳〕

はじめに

周知のごとく, Johannes Hoffmeister (1907-1955) は, G. W. F. ヘーゲルの著作の編者として著名です。本稿は, J. ホフマイスターの手になるヘーゲル『法の哲学』第4版(1955, Felix Meiner)への, 彼自身の序言(Vorwort)の訳出です。原書名をあげておきます。

Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Mit Hegels eigenhändigen Randbemerkungen in seinem Handexemplar der Rechtsphilosophie, hrsg. v. Johannes Hoffmeister, Vierte Auflage, Verlag von Felix Meiner in Hamburg 1955.

訳者は, つねに, ヘーゲル『法の哲学』の編集について注意を払ってきました。新たな, トータルな, ヘーゲル『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』の編集をめざしています。この翻訳は新たな編集のための土台の一里塚をなすものです。

原文(S. VII-XVII)は, 19の段落からなっています。それぞれの段落は, 「改行」で示しています。

一段落が, 長文の場合には, 適宜, いくつかの段落に区切っています。

序言はすべてイタリック体で書かれています。

(S.)は原文のページを, ()は原文のママを, 「」は原文の引用を, []は訳者の補足を表わしています。

原文の隔字体は下線を引いています。

原注 a, b, … f, はホフマイスターのものであり, 該当するページの脚注として原書どおりに表現しています。

訳者注 1, 2, 3, …34, は, 本稿末尾にまとめています。

訳文

(S. VII) ヘーゲル法の哲学の現在のこの新版は, ゲオルク・ラッソンが1930年に発行した以前の版¹⁾と同様に, ヘーゲル自身が1821年に印刷させたテキスト²⁾に基づいています。この新版は, 意味を損なう印刷の誤り および 文の構造に誤りをもつこのテキストの純化のためにのみ, ガンス³⁾, ポランド⁴⁾, そしてラッソン⁵⁾によって行われた準備作業を受け継いでいます(異文の目録[本書, 末尾のS. 433 f.]を参照せよ)。すなわちこの新版も句読法 および 正書法の標準化という根本命題を保ちつづけています。

これまでの諸版に対してもつ, もっとも本質的な変更は, 今や, ヘーゲルが講義のために, 印刷されたテキストの拡張と説明という目的のために, 明らかに自己のために為したところの手書きの覚え書き Bemerkungが, この巻そのものに取り入れられている, ということにあります⁶⁾。

改行

この手書きの覚え書きは、法の哲学の前半部をなし、間紙を入れた一つの本(durchschossenes Exemplar)として保存されています。この覚え書きは、[出版された『法の哲学』の一部として]、ヘーゲルが自分自身のために、唯一、作らせた本です。

かつてはベルリンのプロイセン国家図書館にあり、今はマールブルクの西ドイツ図書館にある、この本の最終ページの(Libr. impr. germ. c. not. oct. 126)下の欄に、さらにつぎのヘーゲルの手ずからの鉛筆書きのメモBleistiftnotizがあります⁷⁾。

「水曜日までに、24日の午前中に仕上げます。本を切り詰めないで。初版の終わり。厚紙、背表紙、そして四隅、白地の間紙を入れて」。明らかに製本工への急ぎの指示^{a)}。

(S. VIII) 連続する2つの印刷ページのあいだに規則的に差し込まれた白紙に、ヘーゲルは作品の§1より始めて、多数の、しばしば互いに密に絡みあった、そして、ときに解きほぐしの難しいメモ書き および説明書き Notizen und Erläuterungen を、そしてまたしばしば関連し、ページ全体にわたって広がっていき、たとえそれが幾重にも重なる見出しに留まる敷延であったとしても、それらを書き留めたのです。

改行

この覚え書き^{b)}の最初の編者であるラッソンが正しく確認したように、インクで書かれた補遺はいくつものグループに—少なくとも三つのグループに—区分けできます。最初の、たぶんもっとも古いグループは、少数の、短い覚え書きから成り立っています、そしてその覚え書きは非常にはっきりとした、そして規則正しいラテン語文字で記入されています。—文章の改善とその補足は、人がそれを校正刷りにおいてなすのを常とするようなものです。かくして文章の改善とその補足は、直接に、このテキストそれ自身に役立つものであり、講義の詳述のために例示する、という目的のために役立つものではありません。それゆえにこの覚え書きは、今やまた、ヘーゲルの印刷されたテキストそれ自体の行間に、あるいは、そのテキストの下段に示されています。

第二 および 第三のグループは、多かれ少なかれ、インクの色によって、文字の大きさによって および判読可能なその程度によって、第一のグループとは異なるメモの系列をなしています、そして第二のものはラテン語文字で、第三のものはドイツ語文字で記されています。

この二つのグループの相互の時間的な関係については、この間紙を挟んだこの本にもとづいて、この本

原注 a) 「24」というのは、1821年10月24日のことで間違いないでしょう。と言いますのは、ヘーゲルはこの日に冬学期の講義を開始しているからです⁸⁾。「自然法および国家学⁹⁾あるいは、法の哲学、彼の教科書『法の哲学 綱要』(ベルリン 1821年)にしたがって」。それは、ベルリン・ダーレムにあった、かつてのプロイセン・枢密国家アルヒーフ¹⁰⁾のベルリン大学の講義の一覧表Übersichtによっています。(Rep. 76 V Sekt. II, Abt. VIII, Nr. 1)¹¹⁾ 上記の枢密国家アルヒーフの同じ一覧表からヘーゲルは、1821年の冬学期の講義を10月25日に、1822/23年のそれを10月31日、および1824/25年のそれを10月27日に始めています¹²⁾。

原注 b) G. Lasson, Hegel-Archiv Bd. II, Heft 2, und Bd. III, Heft 1-2 (1914, 1916); und ders., Hegel, Eigenhändige Randbemerkungen zu seiner Rechtsphilosophie, Philos. Bibl. Bd. 124b, Leipzig 1930.

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

に含まれているいくつかの資料の記述にもかかわらず、何らより正確なことを言うことはできないのです。1822/23年 および 1824/25年の二つの講義の完全な再構成のみが、この点について明白にしてくれるでしょう。内容的に見れば、この二つのグループを、印刷による再生によって、互いに区別するという何の誘因もありません。というのもヘーゲルはベルリン時代においても、内容それ自体について何ら本質的なものを変更しなかったからです。あらゆるこれらの覚え書きが(S. IX)彼の聴講者に、口述の講義において、法の哲学の構造と内容を、印刷されたテキストから、「綱要」から明確にし、活性化し、そして補足するために、十分に多くの拠り所を、概念的な区別を、言語上の明確な表現を、および 歴史的な事例をあてがう、というヘーゲルの目的に役立っています。

この覚え書きが、少なくとも、§ 1, 41, 105, 114, 118, そして142への資料の記述から分かるように、1822/23年 および 1824/25年の冬学期の講義において、印刷された法哲学と口述の講義とのあいだの中名辞 *Mittelglied* を表現する、ということを容易に知ることができます^{c)}。

改行

ラッソンは、この覚え書き *Bemerkungen* について「ガンスによって法の哲学のテキストに添えられたこの覚え書き *Anmerkungen* は、きわめてわずかなものでした」(S. X) と、その驚きを表現しています。

とはいえ、この事実は、ガンスが、一般に、ヘーゲルがそれを何ととっても毎週5時間の、そして10月の末から3月の末まで(!) 続く講義を開陳するのをつねとしたところの、その講義を行った資料から、非常にわずかにしか選択をしなかったことによって容易に説明のつくことでしょう。もしも人が、ヘーゲルが彼自身の手書きの覚え書きを彼の講義において利用したかどうか、そしていかにそれを利用したかどうかを、知ろうとするならば、人は詳細な講義のあと書きノート *Kolleg-Nachschriften* を、あるいは、推敲されたもの、たとえば、v. グリースハイムのそれを保持しなければなりません。とはいえ、そのことについては直ちに判断いたします。

他方で、ガンスは、彼自身の証によれば、「ヘーゲルの法の哲学の間紙を挟んだ本のヘーゲル自身のこの

原注 c) ヘーゲルは、法の哲学をすでに1818/19年の冬学期に、したがって印刷された本の出版の前に、そして-すでに述べたように-1821/22年の冬学期に-「教科書にしたがって」-最初の法の哲学の講義を行いました。しかし手書きのメモの大部分は、とはいえ上記の二つの学期に由来しているように見えます。-ついでに言うならば、ヘーゲルが1824/25年以後は法の哲学をもはや一般に講義しなかったことは言及に値します。一方で、このテーマは彼がまさに「法の哲学綱要」の政治的な態度によって晒されているところの、様々な言葉による攻撃および嫌疑によって彼を不快なものとしたのでしょう(参照せよ、ヘーゲル、ベルリン時代の著作、付録)。また登録した聴講生の数もまさにこの講義には相対的にわずかなものでした。他方で、彼はこの講義を、詳細な本が基礎としてあったので、むしろほかの彼の弟子に任せることができたのです。かくしてヘーゲルは法の哲学を1830/31年の冬学期に、なるほど講義目録 *Vorlesungsverzeichnis* には告知したのですが、しかし彼の弟子ミヘレット¹³⁾に講義させたのです。ヘーゲルはこの学期の上述の資料のなかで、法の哲学を「私は体調がよくないために提示しなかったのです」(すなわち、いわゆる「告知版 *schwarzen Brett*」にです)、とはいえ講義目録には告知したのですが(参照、ベルリン著作集、付録)¹⁴⁾。つぎの1831/32の冬学期にヘーゲルは(-たぶん至高の立場から *von allerhöchster Stelle*、法の哲学を講義していたガンスの自由主義的な見解に対して、均衡の重りを作りだすことを望んでいる、と注意されたのでしょう-)再びこの講義を自分で行うつもりでしたが、しかしわずかの講義時間のうちに死が彼を襲ったのです。この関連については、ヘーゲルとガンスの差異についても、参照せよ「Hegel 書簡集」Bd. III (1954), S. 355 f., S. 472.

覚え書き Noten」¹⁵⁾では、ほとんど開始することはできなかったのです。

この「覚え書き」は、ガンスが1833年に出版した序言 Vorredeにおいて、「ほとんどが、個々の語 Worte のみにすぎない、それらの関連が明らかではないところでは、恣意的に解釈されうるか、あるいは、誤って関連づけられうるかであった」、しかしながら、それらの個々の語は、ヘーゲルにとって「確かに応用可能であった」ところでは、「素晴らしい役割を果たしたこと」¹⁶⁾でしょう。

さて、この「覚え書き」のいずれの読者も、一見して、それが決して「個々の語のみ」を含んではいない、ということが確かめられねばなりません。そしてこの覚え書きが恣意的に解釈され、あるいは、誤って関連づけられる、という可能性に関して言えば、それはヘーゲルの直系の弟子が、本来は、まさにこの可能性を排除するという義務をもっている、と言えるのですが、しかしそうはしなかったのです。

ガンスの補遺とヘーゲルの手書きの覚え書きとの比較は、いずれにせよ、ガンスがこの覚え書きによって一度も「卓越した役割」を果たしえなかったことを示しています。

改行

さて、この覚え書きのテキストの出現に関して言えば、ラッソンによる二度の出版の後に最終的な形式に到達することは、比較的容易なことでした¹⁷⁾。

とはいえ、その覚え書きの解説はけっして打ち勝ちがたいほど困難なものではないのですが、－ハイデルベルク・エンティクロペディーへのヘーゲルの手書きの補遺の解説¹⁸⁾、それは「ハイデルベルク著作集」に近く掲載されるのですが、その作品の解説が発行者にさらに多くの困難を与えています。－徹底した吟味のもとで、ラッソンの主張が、彼の第二の公刊のテキスト¹⁹⁾が、(S. XI)「ほとんど誤りのないもの」であろう、というほど美化されたものであったことが判明しました。

しかるに、難解な、意味をゆがめる読解の誤り Lesefehlern を、私は100箇所発見しました(たとえば「Einwilligung」に代わって「er will」を、「als」に代わって「allgemein」を、「striktes (Recht)」に代わって「wirkliches」を、「nur eine」に代わって「in mir」を、「unmittelbar」に代わって「mein」, 「unser」, そして「nur」を、「Wahl」に代わって「Macht」を、「Gewohnheiten」に代わって「Grundsätze」を、「Substanz」に代わって「Selbstbewußtsein」を、「Unrecht」に代わって「Privatrecht」を、「Unmittelbarkeit」に代わって「Anmerkung」を、「später」に代わって「spekulativ」を、等々)。

なるほど徹底した読解 Lesung においてさえも、いくつかの不明な点が、とりわけ略字の解明に関してその不明な点が残っていました。それは私自身が全くはっきりしなかったものであるので、私はカギ括弧に疑問符「?」を付したのです。とはいえ、これまでの刊行物の欠陥の大部分は、この点に関しては、取り除かれて通用しうるのです²⁰⁾。

改行

ラッソンは、しばしば、ごちゃごちゃに書かれた補遺の解きほぐしと、それを正しく分類させること

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

において成果がありました,そして印刷されたテキストについてもそうでした。

ヘーゲルは彼の覚え書きを,それらがなされるべき,向き合った印刷ずみのパラグラフに,あるいは,文章に,あるいは,語に,いつも明示的に,関連づけていたわけではありません。

そしてももとの助けの手段であるところの,それは間紙を挟んだ本それ自体が,紙幅への配分の仕方によって,書き方の差異によって,インクの色の差異等々によって示すところであり,それらの助けの手段は印刷において消えてしまいます。

したがって非常に重要なものであるがゆえに,読者に手書きのテキストと印刷されたテキストとの照応に関して,できる限り正確に知らせることによって,ページ番号 および パラグラフ番号をつけ加えることによって,まったく一義的な場合に,印刷されたパラグラフの個々の語の参照によって,それはヘーゲルがそのたびごとに方向づけの可能性を与える,彼の手書きの覚え書きに関連づけたものです。

ラッソンのこれに関する労苦は,私に引き継がれ,さらに前進させられたのです,しかしこのようにしてヘーゲルの覚え書きを論評する危険が避けられました。とにかくそれらの研究には,対応するパラグラフの文面 および 思想の関連を正確に念頭におくことが,必要なことです。(S. XII)

改行

人が,ヘーゲルのこの手書きの覚え書きの価値をどのように評価しようとも,この覚え書きは,あるときには,法の哲学の印刷されたテキストのもっとも本質的な補遺であり続けています。そしてこの覚え書きは,別のときには,ヘーゲルが法哲学の講義においてそれをおこなったところの,副次巻においてはじめて登場する真の「補遺」のためのもっとも重要な建造物あるいは構造の材料であるのです。この覚え書きはかかるものとしてガンスの補遺よりも上位に値します。

いずれにしてもオリジナルなものが,絶対的に確実なものが重要です,例えそれがヘーゲル自身の断片的な書き留め Aufzeichnungen であったとしても。

他方でガンスの補遺は,一部は不完全であり,一部は恣意的に講義録の資料から選択されたものであり,一部はしかしながらまた間違った方向へ連れていくものであり,そして誤っており,それゆえにラッソンによってすでに具合よくパラグラフそれ自体から除かれ,この本の末尾に移されています。

改行

ガンスはなるほど彼の序言²¹⁾で,つぎのことを強調しています。「補遺に含まれているものはヘーゲルによって与えられたものです」, -それはガンスが「文献に疑問のある場合には,それはヘーゲルによって与えられたものであることを私の資料によって証明できます」。「それは私の詳論でもなければ」,と彼は続けます,「詳論されたものの変更でもありません。文体上の配列のみは,文章の結びつきのみは,そしてときたまにある同様な語の選択(!)のみは,私に起因しています。」²²⁾ -我々はこれらの文章の語と語に信をおいてよいのです。

ガンズは講義のあと書きノートを補遺の資料として揚げています。ガンズはそれをヘーゲルの手書きの覚え書きと並べています。そしてその手書きの覚え書きは、言われているように、ガンズはほとんど利用しなかったのです。ガンズは補遺の資料として1822/23年のホトーのあと書きノート²³⁾と、そして1824/25年のv. グリースハイムのあと書きノート²⁴⁾を揚げています。この二つのあと書きノートは、少し前より存在しています。なかんずくマールブルクの西ドイツ図書館にあります。

ホトー²⁵⁾のあと書きノートは、分厚い四つ折り半のこの本は、直接的なもののように思われます。すなわちヘーゲルの講義中に直截に聞き書きされたもののようです。他方でv. グリースハイム²⁶⁾のそれは、二冊の分厚い四つ折り半の本です。それは講義中の記録ののちに、非常に読みやすく仕上げられたものであることを示しています。

改行

グリースハイムのあと書きノートは、かくして誰からも絶対的な言語学的な信頼を期待されえないものです。(S. XIII) そのあと書きノートには弟子の精神が、そして師匠の精神が、多かれ少なかれ、目だて混ざりあっています^{d)}。

信頼性ということについて、ガンズもまた、「語の選択」に対する権利と同様に、文体上の および 統語論上の変更の権利をもっています。

とはいえ、いずれにしても、ヘーゲルの話し言葉のスタイルが、彼が「さまざまな隠喩的な および 並行的な表現において」、多様な反復を、かくしてそれによって「講読の意識的な拡大が」なされることが、周知のことであるとすれば、その拡大は彼の書き言葉のスタイルに言及することはできないということです^{e)}。

改行

似たようなことが、ホトーによる直接のあと書きノートに当てはまるでしょう。たとえ彼が当時、いまだ20歳に達していなかったとしても、彼はすでにヘーゲルを理解しうる聴講生でした。そしてどれほど急いで筆記し、講義に熱中しているかを、彼のあと書きノートの多様な略語がそのことを証明しています。いろいろな本質的な事柄を、それらの関連のなかにおいても、理解し、そして書き入れています。とはいえ彼においても弟子の精神〔未熟であること〕が色濃く出ています。

改行

しかしながら、ともかくも二つのあと書きノートはともに、ガンズの編集に目を通すならば、まさに、ガンズの補遺はその資料にほとんど正確に一致していると言えるでしょう。

原注 d) 参照。v. グリースハイムによる哲学の歴史に関する講義の仕上げの私の特徴づけ。『G. W. F. ヘーゲル、哲学の体系とその歴史』、ホフマイスター編集、ライブティヒ、1940年初版、1944年第二版、S. XVI ff. この本のなかでその仕上げについて言われていることは、法哲学のそれに対しても当てはまります。

原注 e) 参照。哲学の歴史に関する私の序言におけるヘーゲルの講読の仕方に関する証明。原注 d) の同上書、XXIII ff.

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

改行

さて、原理的にこれら二つの資料に与えられている編集の自由について言うならば、ただ、つぎのことが問われるだけです。すなわちガンスが編集の自由について常に正しい用い方を行ったのかどうか、あるいは、ガンスがヘーゲルの講壇講読 Kathedervortrag の気楽さから、それ自体、気楽に、投げやりに、恣意的に振る舞う、という誘惑に負けなかったのかどうか、ということだけが問われています。

それゆえに、まず第一に、ガンスがヘーゲルの補遺のうち最高に重要な部分の大半をすっきり握りつぶしたということが、言われねばなりません。映像的に言うならば、ガンスは、それが疑いもなく、(S. XIV)ヘーゲルのオリジナルな関連にもとづくところのあと書きノートの、ある文章を、あるいは、他の文章を、あちこちから引き抜いてきて、かくしてガンスの補遺は、幾重にも分離した主張から組み立てられています。

改行

たとえば、最初の補遺、あるいは、§ 21 への補遺を見るならば、文章の短かさに驚かされるだけでなく、切れ切れの思想 および 不十分な表現方法 Formulierung にも驚かされます²⁷⁾。同じ欠陥に我々は、この補遺のなかでくり返し遭遇します。

これらの欠陥はヘーゲル通の識者には弁証法的な片言まじり einer dialektischen Radebrecherei という苦痛の印象を残しています、しかし素人にはそれらの欠陥は、たぶん幼稚さと支離滅裂という感情を残しています。

なるほど、ヘーゲルの口述の講義には、非常に多くの積み荷を降ろした文筆期間という長い一息が、多くの間断のある、とぎれとぎれの思考に道を譲って、短い文章に および 短い文章の構成部分に変化している、ということは知られているのですが、とはいえこの話し言葉のスタイルにおいても、偉大な思想上の、あるいは、偉大な教授法上の横顔をけって失ってはいません。

ヘーゲルは、なるほど隠喩 Metaphen や、重語 Pleonasumen や、その他のくり返しに、外から見るならば、精通しているのですが、とはいえ彼はいわばつねに前進しているのです。私はそれ故に進歩的な Parallelismus 並行論 [対句法] (同上書 S. XXXV) について語ります²⁸⁾。

そしてホトーは、ヘーゲルの講義を「思想の大河」²⁹⁾ Gedankenstrom と名づけています。思想の大河は「以前に述べたことを、つねに同時に、再び述べて、ある時は自己を個別化し、ある時はさらにそれを要約化し、時には躊躇し、時には熱中し、とめどなく前進させます」。

この性格については、しばしばなお v. グリースハイムの完成ノートのなかにも、重要なことが見いだされます。v. グリースハイムの完成ノートは、-印刷された節のあとに-補遺が幾重にも初歩的な形で、同様に、つねに再び ab ovo [Ei 卵] そもそもより始まります。そしてそれがテーマに属するところの個々のモメントが、それをその際に詳細な、「具体的な」例において再び結び合わせるために、抽象的な形で貫徹します。

つぎのことは直接に納得のいくことです、もしも人が全体として上手くいったかか一つの補遺のなかから、始まりの部分、この、あるいは、かの文章を、そして例えば、ある例、あるいは、他の例を除外するならば、ただ例のみが存在するように見えます、とはいえテーマそのものの説明が重要なのです、—その場合に補遺全体が、しかし同様にまた、その補遺から取り出し、選択したものが破壊されうるし、そしてそれは誤った道へと導きうるのです。(S. XV) その限りでガンスの取り扱い方は、最初から問題のあるものとして現われざるをえません。

改行

さらにいっそう疑わしいことは、ガンスが補遺の編集に際して、しばしば、同一年度の説明に限定しないで、他の年度の(すなわちホトーのあと書きノート)の文章とともに、そのことについては口を閉ざしたままで、同じ一つの作業をしていることです。とはいえホトーのあと書きノートは、たいていの場合に、他の補助概念とは別の書体方法をもっているのですけれども。

改行

もちろん人はガンスの**ひいき**のために、それは様々な資料から選ばれたもののかかる選択 および 組み立てである、と異を唱えることができるでしょう。もしも人があらゆるものを持ってくることを欲しないか、あるいは、あらゆるものを放棄することを欲しないか、とするならば、それは必要なことです。

しかし、人はこの異論によって、ヘーゲルの根本前提を、すなわち内容と形式を³⁰⁾、この間に分離させないということ、そして方法はむしろ事柄それ自体の運動であるということ、そのことを軽視します。

とはいえ人は、この内容と形式の統一という要請について、ガンスがその抜き書きを揚げてるように、非常に断片的な抜き書きに、人はこの統一という要請にほとんど気づくことはなくて、その抜き書きには純粋に客観的な、内容的に定説風の仕方の表現形式が見られます、しかしその仕方はヘーゲル的なものとは受け入れがたいものである、ということを用意させます。私は二つの例を挙げます。

改行

§ 187へのガンスの補遺は、つぎの言葉で始まります。「教養ある人といえ、まずは他人が為すことは何でもすることができる、そのような人と理解することができます」³¹⁾。

たしかに表面的なヘーゲル知のもとでは、不条理なことや、表現形式があります。そして、それは何が教養であるのか、ということについて、特にくり返されるヘーゲルの反省のもとで、これほどまでに惨めな表現形式をほかに類列を見いだすことができません！

改行

§ 176への補遺の始まりで、婚姻の解消は可能であると説明されます、「というのは婚姻は主観的な感情にもとづくにすぎないからです」。婚姻は「ただ」主観的な感情にもとづく「にすぎない」ということは、

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

この補遺によれば、ヘーゲルの教理であると思われます³²⁾。

とはいえこの補遺は、すでに、§ 176 それ自体の始まりとくらべて、補遺の「婚姻の把握は」まったく、否・ヘーゲル的なものです。なぜなら本文ではつぎのように述べられているからです。「というのは婚姻は初めての、直接的な、人倫的な理念にすぎません。婚姻は婚姻によってその客観的現実性を主観的な心構えのおよび主観的な感情の親密さ Innigkeit においてもっているからです、かくして婚姻には、(S. XVI) 婚姻という現存在の最初の偶然性があります。」

弁証法的な発展の、さらなるいくつかの段階をへて初めてヘーゲルは—その節の最後で—婚姻の解消の可能性について語っています。

この思考過程を追体験する代わりに、ガンズは短絡的な推論を「編集しました」^{f)}。

改行

テキスト作成の〔編集の〕真の自由は、少なくとも作成において実在しなければならないでしょう。たとえその不条理があと書きノートにおいて見いだされたとしても、かかる不条理をまったく除外するか、あるいは、ヘーゲル把握を公平に扱われるように編集されればよいのですが。

そして一方では、どうしてヘーゲルの個人的な一弟子が、かかる文章を印刷させえたのか、という謎があります。しかし他方でまた、かかる文章、あるいは、「補遺」が100年以上にわたりヘーゲルの護教的視点から、否認されないままにとどまっています³⁴⁾。

改行

今日の資料の状態は、法哲学へのヘーゲルの講義の補遺が新たに加工されうることを可能にします。(S. XVII) かくして〔その本文〕に対応する付加の巻が来年の秋には校了に至ることを見込んでいます。こうした理由からこの巻において、例外的に事項 および 人物の索引を付け加えることは断念されます。

原注 f) ついでに言えば、かの命題は、現存するあと書きノートによれば、それは婚姻と国家との比較への動機です。ヘーゲルは明らかに両者の差異のモメントの異なる意味を強調しようとした、あるいは、むしろ彼は婚姻の例から、国家においてはこのモメントは克服されているということを示そうとした。

一方で、夫婦は離婚されうるのに、国家市民は絶対的に(国家に)結びつけられています。移民の可能性については、ヘーゲルの頭には思い浮かばなかったように見えます。

(§ 75 への) ガンズの補遺の、それ以前の個所においても、婚姻は似たような機能をもっています。そこではなぜに国家は契約にもとづかないのか、説明するべきです。

しかしそこではまた婚姻と国家との比較がある仕方です遂行されます、それはヘーゲルの婚姻の把握とは全く矛盾しています。

「契約は」、すなわちこの補遺において「人格の恣意から出発します、この出発点を婚姻もまた契約と共有します、しかし国家においては…」。

さきに引用した箇所と同様にこの箇所でも、ヘーゲルが真に遂行したものは、直接のあと書きノートにもとづいて、ヘーゲルの講義のテキストの完全な再構成という基礎においてのみ確認させることができるでしょう。

しかし、v. グリースハイムによる婚姻については、彼の仕上げにおいてこの二つのうさん臭い個所は存在しない、と言われています。

グリースハイムにあつては、§ 75 において明らかです、「契約の関係は、しかし人倫的な関係である婚姻にも国家にも適用されないのです」³³⁾。

その索引は、新たな巻の第二分冊の末尾に初めて登場します。

改行

マールブルクの西ドイツ図書館は、原稿を友好的に用意して頂き、そして哲学 および 法学ドクトル受験資格者 K. -ハインツ・クーネルト氏には校正の読み込みに価値ある援助を頂いたことに心より感謝申し上げます。

ミュンスターアイフェル〔ボン近郊〕 1955年1月

ヨハネス・ホフマイスター

訳者注

- 1) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Neu hrsg. v. Georg Lasson. Dritte Auflage. Leipzig 1930. Verlag von Felix Meiner. G. ラッソンによるこの書の初版は、Leipzig 1911. Verlag von Felix Meiner. です。
- 2) G. W. F. Hegel, Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Grundlinien der Philosophie des Rechts. Berlin, 1821. In der Nicolaischen Buchhandlung.
- 3) ガンス [Eduard Gans 1798-1839]: ヘーゲル没後、最初の ヘーゲル『法の哲学』(1833) を出版しました。タイトル、補遺の作成等々に多くの編集上の問題を残しています。タイトルのある見開きページの、左ページをそのまま記しておきます。

Georg Wilhelm Friedrich Hegel's Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Herausgegeben von Dr. Eduard Gans. Berlin, 1833. Verlag von Duncker und Humblot.

以下において、この書からの引用は“Gans Text.”として表記します。

さて、上記の右ページのタイトル付けとともに、この書の問題については以下の文献を参照ください。

尼寺義弘、「新たな、トータルな、G. W. F. ヘーゲル『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』の編集を」、『ヘーゲル哲学研究』第28号、日本ヘーゲル学会 編集委員会 編、こぶし書房、2022年。

- 4) ボラント [Gerardus Johannes Petrus Josephus Bolland 1854-1922]: オランダのヘーゲル研究者。
- 5) ラッソン [Georg Lasson 1862-1932]: ガンス版『法の哲学』の編集の仕方を批判し、ヘーゲルのオリジナルに戻っています。書名は『法の哲学綱要』(1911) ですが、オリジナルなタイトルを表紙より1枚の白紙を挟んで、つぎの見開きページに掲げています。ガンスによる各節への補遺は、この書の後半に全てをまとめて収録しています。
- 6) cf. G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Mit Hegels eigenhändigen Randbemerkungen in seinem Handexemplar der Rechtsphilosophie hrsg. v. Johannes Hoffmeister, Vierte Auflage, Verlag von Felix Meiner, in Hamburg 1955. S. 301-430.
- 7) G. W. F. Hegel, Gesammelte Werke Bd. 14. 2. hrsg. von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste, hrsg. v. Klaus Grotzsch u. Elisabeth Weisser-Lohmann, Hamburg: Meiner 2010, S. 292-773.

以下において、この全集からの引用は、“GW 14. 2.”として表記します。

このヘーゲル全集、第14巻、第二分冊は、ヘーゲル・自用本のオリジナル・テキストの写真版です。第180節まで現存しています。しかし「この本の最終ページ」の印刷はありません。

ホフマイスターは、「この本の最終ページの (Libr. impr. germ. c. not. oct. 126) 下の欄に、さらにつぎのヘーゲルの手ずからの鉛筆書きのメモ Bleistiftnotizがあります。」と述べています。彼の言う、「ヘーゲルの手ずからの鉛筆書きのメモ」の所在は、2023年1月26日、ベルリン国立図書館手稿部門において、同書最終ページ (S. 186) の下段、左下隅に確認できました。

- 8) ヘーゲルのベルリンの講義目録の告知によれば、1821/22の冬学期の開始日は、1821年10月15日です。Briefe von und an Hegel Band IV, Teil I. Dokumente und Materialien zur Biographie hrsg. v. Friedhelm Nicolin,

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

F. Meiner Verlag Hamburg 1977. S. 330.

以下において、この書からの引用は“Briefe von und an Hegel Band IV, Teil 1.”として表記します。

- 9) 1821/22 冬学期の講義目録の告知によれば、Ius naturae et civitatisです。したがって「自然法 および 国家学」ではなくて、「自然法 および 国家法」です。ibd. S. 115.
- 10) かつてのプロイセン・枢密国家アルヒーフとは、プロイセン文化財保護 枢密国家 公文書館 とも言える歴史資料館です。公的文書のコレクションは1282年まで遡及することができる、とされています。
- 11) プロイセン・枢密国家アルヒーフのベルリン大学の講義の一覧表によっています (Rep.76 V Sekt. II, Abt. VIII, Nr. 1)。
- 12) 三度にわたるこの講義の開始日は、すべて、ヘーゲルの講義目録の開始日とは異なっています。Briefe von und an Hegel Band IV, Teil 1. ibd. S. 330 f.
- 13) ミヘレット [Karl Ludwig Michelet 1801-1893]: ヘーゲルの弟子, ベルリン大学教授。
- 14) 1830/31年の冬学期, ベルリンの講義目録の告知はつぎのとおりです。
Privatim 1) Ius naturae et civitatis sive philosophiam iuris ex libro suo, Philosophie des Rechts, (Berol [ini] 1821) quinquies p. hebdom. h. XII-I.
私的講義 1) 自然法 および 国家法, あるいは sive, 法の哲学 彼の本 法の哲学, (ベルリ [ン]にて 1821 年) によります, 週に五度, 時間は午後 0 時より午後 1 時まで。(Briefe von und an Hegel Band IV, Teil 1. ibd. S. 118.)

しかし、この講義はヘーゲルの体調がよくないために (wegen Unpäßlichkeit) 行なわれませんでした。

講義の中止について、私はこの期の最初の講義が予定されていた 1830 年 10 月 25 日の前日、すなわち同年 10 月 24 日に文部大臣 Karl Sigmund Franz Freiherr von Stein zum Altenstein へ送った手紙のなかに中止のすべてが記されている、と考えています。拙訳はつぎのとおりです。

「ヘーゲルのアルテンシュタインへの手紙

閣下殿

恭しくも、臣下の礼をもってお願いを申し述べることをお許しください。私の学長職の辞任と政府の高級公務員としての職務の辞任の後のお願いです。これらの職務において私にもっとも慈しみ深く示されたご寵愛にもっとも恭しい敬意をもって感謝の念を表させていただきます。そしてそれと同時に、閣下殿、新たな学長を、枢密顧問官であり教授であるベクー氏 Boeckh を紹介させて頂ければ恐悦至極に存じます。もしもお許し願えられますれば、臣下のお願いでもって、閣下殿、お時間を頂けますればと存じます。もったいなくも申し上げます、いつ時がよろしゅうございますでしょうか。どうか、どうか、ご配慮を下さいますように、よろしくお願い申し上げます。

臣下たる教授ヘーゲルの

常日ごろからの恭しくも変わらざる敬意をもって

閣下殿へ

ベルリン 1830年10月24日

「学長職辞任」というこの手紙のなかにこそ、この冬学期の講義中止の真相があると、私は思料しています。cf. Briefe von und an Hegel, Bd. III. 1954. S. 315 f.

なお、ホフマイスターは「体調がよくないために」について、「参照、ベルリン著作集、付録」としてはありますが、所在すべきページが書かれていません [しかし同書 S. 749. 参照のこと]。

また、Suhrkamp 社版の『法の哲学』(20 巻からなる全集第 7 巻 S. 526. 1970 年)においても、「体調がよくないために」という同様の指摘があります。そして、Karl Rosenkranz, Georg Wilhelm Friedrich Hegel's Leben, Verlag von Duncker und Humblot 1844. S. 421. の参照を求めています。

しかし、その箇所には「体調がよくないために」という記述はありません。そもそもこの期の講義について何ら論究していない箇所を指示しています。

15) Gans Text, S. XVI

16) ibd.

17) この注の前後の文章は分かりづらい。なぜなら、ホフマイスターは文献を明確に指示していないからです。のちに登場する「思想の大河」にしても、またさきの「体調がよくないために」にしても、明確な文献指示を没却しています。「序言」として読者に本書の導入を考えるならば、内容と形式の統一は必須のことです。形式の側面、特に文献の明確な指示のない論考は、とても補足がしがたいものです。

18) この件も明示的なものではありません。とはいえ、つぎの文献を挙げておきます。

Hegels Entwürfe zur Enzyklopädie und Propädeutik, nach den Handschriften der Harvard-Universität, Mit einer Handschriftprobe, hrsg. v. J. Löwenberg, Hegel-Archiv, hrsg. v. G. Lasson, 1912, Band I Heft 1, S. 1-14.

- 19) 「彼〔ラッソン〕の第二の公刊のテキスト」とは、何を指すのか、明確ではありません。しかし、コンテキストからつぎの文献を挙げておきます。
- G. W. F. Hegel, Eigenhändige Randbemerkungen zu seiner Rechtsphilosophie, Aus der Handschrift hrsg. v. Georg Lasson. Leipzig Meiner 1930.
- 20) 「しかるに、難解な、意味をゆがめる読解の誤りを、私は100個所発見しました」。この文言は、ラッソンによるヘーゲル自用本の解説の誤りの指摘と考えられるが、明示的なものとは言えない。
- 21) Gans Text, S. XVI.
- 22) ibd.
- 23) G. W. F. Hegel, Gesammelte Werke, Bd. 26. 2. hrsg. von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste, hrsg. v. Klaus Grotzsch u. Elisabeth Weisser-Lohmann, Hamburg: Meiner 2015, S. 771-1043.
- 以下において、この全集からの引用は、“GW 26. 2.”として表記します。
- 24) G. W. F. Hegel, Gesammelte Werke, Bd. 26. 3. hrsg. von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste, hrsg. v. Klaus Grotzsch, Hamburg: Meiner 2015, S. 1051-1486.
- 以下において、この全集からの引用は、“GW 26. 3.”として表記します。
- 25) Heinrich Gustav Hotto [1802-1873] ヘーゲルの弟子。ベルリン大学美学教授。
- 26) Karl Gustav Jurius von Griesheim [1798-1854] 陸軍少将。
- 27) 「最初の補遺」については、以下を比較・分析してください。
- Gans Text, S. 22 f.
- GW 26. 2, S. 775 f.
- GW 26. 3, S. 1062.
- §21については、同様に、以下を比較・分析してください。
- Gans Text, S. 57.
- GW 26. 2, S. 791-794.
- GW 26. 3, S. 1092 f.
- 28) Parallelismus の一例：Gott schuf den Menschen ihm zum Bilde, zum Bilde Gottes schuf er ihn.
- 29) H. G. ホトーは、どこでこの「思想の大河」という言葉を使っているのでしょうか。ホフマイスターによる文献の指示はありません。
- しかし、「思想の大河 Gedankenstrom」ではなくて、「思想の嵐 Gedankenstürme」と読む文献があります。
- Microsoft Word 文書 [PDF 版], Heinrich Gustav Hotho, Bericht eines Freundes über Hegel. 参照。このテキストの、四段目および五段目全体を掲げます [原文のママ]。

Den ersten Eindruck des Gesichts werd' ich niemals vergessen.

Fahl und schlaff hingen alle Züge wie erstorben nieder,
keine zerstörende Leidenschaft,
aber die ganze Vergangenheit eines Tag und Nacht
verschwiegen fortarbeitenden Denkens spiegelte sich in ihnen wieder;
die Qual des Zweifels, die Gährung beschwichtigungsloser Gedankenstürme
schien dieses vierzigjährige Sinnen, Suchen und Finden
nicht gepeinigt und umhergeworfen zu haben;
nur der rastlose Drang, den frühen Keim glücklich entdeckter Wahrheit
immer reicher und tiefer, immer strenger und unabweisbarer zu entfalten,
hatte die Stirn, die Wangen, den Mund gefurcht.

[なお、このテキストの所在については、未確認です。]

- 30) 書物の内容と形式の関係について、一言述べておきます。
- 引用文献の指示のない論文、あるいは、不正確な指示の論文が、古今東西以来、今日まで、数多くみられます。書物の内容と形式にかかわる重要な問題点の一つです。形式を完璧なものとするのは、内容とともにとても大切なことです。

Mar. 2023 G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』第四版(1955年)へのヨハネス・ホフマイスターの序言

それゆえに、是非とも、K.マルクスの『資本論』第一巻、1867、の引用の仕方を学ぶべきと考えています。いかに、マルクスが正確無比の引用をしているか、執筆者は大いに学ぶべきです。

31) § 187については、以下を比較・分析してください。

Gans Text, S. 253 f.

GW 26. 2, S. 951 f.

GW 26. 3, S. 1312-1314.

32) § 176については、以下を比較・分析してください。

Gans Text, S. 239.

GW 26. 2, S. 942.

GW 26. 3, S. 1300.

33) § 75については、以下を比較・分析してください。

Gans Text, S. 116 f.

GW 26. 2, S. 837-840.

GW 26. 3, S. 1164-1166.

ホフマイスターは、二つの例として、§ 187 および § 176の補遺と本文の比較・分析を試みています。§ 75についても同様に行っています。

こうした比較・分析は、360節すべてにわたって、詳細に行われるべきと考えます。

34) 今日、G. W. F. ヘーゲル『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』出版、200年、を迎えても、ガンス版『法の哲学』は生き続けています。地下のヘーゲルは、一体、何を思うのでしょうか。

(2022年12月16日掲載決定)

[付記]

この「序言」の翻訳にあたり、Felix Meiner 社の許可を得ていることを記します。

さらに本稿作成にあたりベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin) 手稿部門の Thomas Parschik 氏、そして Dr. Klaus Grottsch 氏には多くの御協力を頂きましたことを感謝致します。